



簡素化開始にあたっての同意事項（必ずお読みください）

○保険税に滞納が発生した場合等、適用要件を満たさなくなった場合は簡素化が解除されること。

○一部負担金に未払いが発生した場合は、吉見町に連絡すること。また、高額療養費支給後に一部負担金の未払いが発覚した場合は、吉見町に返還すること。

○高額療養費支給後に支給額が減額になった場合、吉見町に差額を返還すること。

○高額療養費の支給事務に必要な医療費等の情報を、吉見町が医療機関に照会すること。

○傷病の原因が第三者行為（交通事故や傷害事件等）や労災、給付制限に該当する場合は、簡素化の対象とはなりません。

○世帯主が変更または死亡した場合は、手続の簡素化が解除されること。

※この申出以降に発生した高額療養費については、吉見町の国民健康保険の資格を喪失するまでの間、裏面口座に振り込むこと。ただし、これより前的高額療養費（既に支給申請書を送付しているもの）については、従前どおり支給申請が必要であること。

※ご提出時期によっては手続の簡素化が1か月程遅れる場合があります。

上記ご確認のうえ☑をご記入ください。

以上の同意事項を確認しました。